

法令：専利行政法執行弁法（草案意見募集稿）に関する説明

2015年1月27日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「専利行政法執行弁法」の改正に関する説明

一. 改正背景

現行「専利行政法執行弁法」（以下、「法執行弁法」という）は、2011年2月から正式施行されたものである。法執行弁法の施行は、専利行政法執行行為の規範化、専利権者と社会公衆の合法的権益の保護、そして社会主義市場経済秩序の維持のために、積極的な役割を果たしてきた。

中国経済社会の急速な発展に伴って、技術の進歩と市場競争の激化により、専利保護事業に新たな状況、新たな課題をもたらしている。「知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発に関する特別プロジェクト活動」及び人民代表大会常務委員会による専利法執行検査において、中国の現時点での専利保護の不足、専利行政法執行のさらなる強化の必要性について確認した。仮想経済の発展と電子商取引の台頭に伴い、いかにインターネット上の専利を保護するかという問題を解決するか、社会の注目を集めている。同時に、「法による国家統制の全面的推進における若干重大問題についての中国共産党中央の決定」（以下、「決定」という）は、「法による行政を深く推進し、法治政府の構築を加速しなければならない」ことを明らかにし、「法執行官の職業技能証書取得と資格管理制度を厳格に実行すること」や「行政法執行責任制を全面的に実行すること」など具体的な要求を提出した。

党中央、国務院による関連文書の精神を貫徹し、中国の専利保護実務における際立った問題を解決し、専利行政法執行行為を一層規範化するために、法執行弁法を適時に調整し、焦点を絞った改正を行わなければならない。立法後の効果予測を第三者に依頼した上で、関連部門と相談しながら、当局は「専利行政法執行弁法改正草案」（意見募集稿）を作成した。ここに、社会から意見を募集する。

注意すべきは、専利権の集団的侵害、繰り返し侵害など深刻な問題を解決するには、専利法と実施細則の改正が必要である。今回の改正はあくまでも法執行弁法に対する一部改正であって、実務問題の解決や中央からの最新指示の貫徹を目的としたものである。

二. 主要な改正内容

（一）法治原則を貫徹し、「法による行政」との趣旨を強調する

「決定」は「法による行政」の強化について明確な要求を提出した。専利行政法執

行行為は専利権者の合法的權益と市場經濟秩序の維持に係わるもので、そのすべてのプロセスにおいて法治原則を貫徹し、「法による行政」を厳格に実行しなければならない。そのため、今回の改正に当たっては、「法による行政を深く推進する」という内容を法執行弁法の立法趣旨（第一条）に明記した。

（二）法執行手順を改善し、法執行行為を規範化する

「法治政府構築強化についての国务院の意見」は、「法制機構の構築を一層強化し、法制機構の標準と定員が職責と任務に適うようにしなければならない」と指摘した。「決定」は、「行政法執行人員の職業技能証書取得と資格管理制度を厳格に実行すること」、「行政法執行責任制を全面的に実行すること」、「行政法執行情報化建設と情報共有化を強化する」ことを一層強調した。そのため、今回の改正では、「行政法執行チームの構築を強化し、行政法執行官の資格管理を厳格にし、行政法執行責任制を実行すること（第四条）や、「専利業務管理部門は、行政法執行の情報化建設と情報共有化を強化しなければならない」こと（第九条）を明確に強調すると共に、行政決定の適時公開や法執行情報の適時公表についても明確に規定した（第四十六条）。

（三）行政法執行の利点を発揮し、インターネット発展による新たなニーズに応える

専利行政法執行は、「手順が簡単、処理が迅速」という特徴を持つ。その利点を一層発揮し、専利権保護を強化するために、今回の改正では、専利権侵害紛争の処理に係る所要期間を一層短縮し、明確にした（第十四条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条）。

インターネットなど新規技術の急速な発展に伴い、電子商取引など新興分野における専利保護問題が徐々に際立ち、関連する行政法執行手段も変化、革新をしていかななければならない。浙江省などでの実践は、電子商取引プラットフォーム、ネット出店事業者と権利者が専利行政法執行の更なる改善、電子商取引分野における専利権侵害紛争の解決を強く期待していることを伺わせた。そのため、今回の改正では、「専利業務管理部門は、電子商取引分野における行政法執行を強化し、電子商取引プラットフォームにおける専利権侵害紛争を速やかに調停・処理し、専利詐称行為を適時に摘発しなければならない」（第八条）、「権利侵害と専利詐称行為を適時に差し止めるために、専利業務管理部門は、権利侵害の疑いがある又は専利商品を詐称する関連ウェブサイトを削除又は遮断するよう、電子商取引プラットフォームに通知することができる」（第四十三条、第四十五条）と規定した。

その他の条項の順序や関連表現も上記改正に応じて調整した。